

## 千曲市公用自動車車体広告掲載基準

### (目的)

第1条 この基準は、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年千曲市告示第72号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、千曲市の公用自動車の車体に広告を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (広告を掲載する公用車)

第2条 広告を掲載する公用車は、市の備品自動車及びリース自動車（貸主の承諾を得ているもの）のうち、広告を掲載することが適当と認める自動車とする。

### (広告を掲載する位置)

第3条 広告を掲載する位置は、両側側面とする。

### (広告の規格及び掲載料金)

第4条 広告の規格及び掲載料金は、次のとおりとする。

車種	規格（片面）	掲載料（両面）
軽自動車、普通自動車	縦30cm×横50cm（0.15㎡）	年額12,000円

### (広告の掲載方法)

第5条 広告掲載は、カッティングシート等の剥離が可能な素材とし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の素材は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

### (広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は1年間とする。

2 前項の広告掲載期間は、契約の更新により延長することができるものとする。

### (広告の内容及びデザイン)

第7条 広告の内容及びデザインが、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
- (2) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの公用を妨げるおそれがあるもの
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (4) 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- (5) ヌード、水着姿を表示し著しく注意を引くもの
- (6) デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
- (7) 絵柄や文字が過密であるもの
- (8) その他、市長が公用車として品格及び交通の安全を阻害する恐れがあると判断したもの

### (広告掲載の審査)

第8条 申し込みがあった広告主及び広告内容を要綱第6条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

### (費用負担)

第9条 広告の作成費用及び車両への掲載費用、また掲載期間の終了若しくは掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状回復するものと

する。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成19年1月15日から施行する。

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。